

令和3年度

事業計画

I 社会福祉法人輝きの会

1 事務局

1. 基本方針

積極性のある人材の登用により組織の活性化を図り、併せて経費削減による健全経営に努め、魅力のある就労環境の整備を推進する。

2. 重点目標

- (1) 人員配置の適材適所により、組織体制の機能強化を図る。
- (2) 建物及び設備の適正な管理により、経費節減を図る。

3. 実施手段

- (1) 職員研修制度の充実を図る。
- (2) 修繕計画の適確な実施を目指す。
- (3) 高齢者の雇用安定や障害者の雇用確保のために業務内容を精査する。
- (4) 新規卒業者の採用確保に向けた規程等の整備を図る。

II 各施設・事業所等

1 特別養護老人ホーム

1. 基本方針

ケア力の向上と事業体としてのレベルアップを図る為、基盤強化を目標に各種加算の獲得を目指します。また、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化に努めます。

2. 重点目標

- (1) 介護保険制度改正に合わせ、新規加算取得体制を整え収入増を目標とします。
- (2) 入所者定数の上限をめざし、空室を減らすことで稼働率98%を目標とします。
- (3) 感染症や災害への対応力を強化するため、計画策定や研修・訓練を強化していきます。
- (4) 業務の効率化や業務負担の軽減を目指し、職場環境を見直します。
- (5) 科学的介護を推進し、質の高い介護サービスの提供に努めます。
- (6) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1)
 - ・ 重度化防止のため褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算の取得を目指します。
 - ・ ガイドラインに沿った施設サービス計画を作成し、本人の意思を尊重した看取りケアを行います。
 - ・ 認知症対応力の向上を目指し、実務経験にあわせた研修受講体制を作ります。
- (2)
 - ・ 待機者情報の早期収集や手続きの簡素化により入退所をスムーズに行います。
 - ・ 医療機関との連携により、入院中の情報を収集することで退院の流れをスムーズに行います。
- (3)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の研修や状況に合わせた行動指針の見直しを行います。
 - ・ 自然災害に対応した垂直避難や停電時の訓練を行います。
 - ・ 災害時の必要備品物品の確認や備蓄品の点検を行います。
- (4)

- ・テクノロジー機器の環境整備を計画し、利用者の安全や職員の負担軽減を目指します。
 - ・介護ロボットの操作方法を簡単にし、使用頻度を上げます。
- (5)
- ・厚生労働省へのデータ提供によりケアの質の向上の取り組みを行います。
 - ・ICT機器の導入により入力作業を短縮し、職員の負担を軽減します。
- (6) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行います。

2 障害者支援施設

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識、技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者・家族の希望と意向を尊重し、サービスの向上に努めます。
- (2) 職員間の信頼関係をさらに強固にし、スタッフ・エンパワメントに取り組みます。
- (3) 利用者の社会参加、地域移行のため、地域との連携を強化します。
- (4) 感染症や災害への対応力向上に努めます。
- (5) 一日当たり実利用者数48人、通所部門7人を目標に健全な経営を目指します。
- (6) 令和3年度報酬改定を受け新たな加算取得に取り組みます。

3. 実施手段

- (1)
 - ・利用者満足度の向上のため、満足に関する調査を実施します。
 - ・各種マニュアル等を整備します。
 - ・障害者虐待防止の更なる推進の為、研修を実施します。
 - ・身体拘束等の適正化を推進します。
 - ・統一したケアと利用者の移乗時の負担軽減、職員の腰痛予防のためにノーリフティングケアを推進します。
- (2)
 - ・リーダーを育成し、課題解決ができるチーム、組織をつくります。
 - ・実践研究を奨励し、発表の機会をつくります。
- (3)
 - ・顔の見える関係づくりのため、地域住民との交流事業を実施します。
 - ・地域移行に関して、利用者の意向を聞き取り、移行に向けた支援を行います。
 - ・地域社会とのつながりを持つため社会参加の機会を作ります。
- (4)
 - ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画を策定し、研修・訓練を実施します。
 - ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みを強化します。

- ・地域と連携した災害対応を強化します。

(5)

- ・利用者の健康管理に努めます。
- ・医療的ケア者に対する支援の充実に努めます。
- ・通所利用者の複数回利用を促進します。

(6)

- ・常勤看護職員等配置加算を拡充します。
- ・口腔衛生管理の充実に努めます。
- ・摂食、嚥下機能支援の充実に努めます。

3 軽費老人ホーム

1. 基本方針

入所者に質の高い福祉サービスを提供することを目標に進めていきます。

2. 重点目標

- (1) 入所者の方々の自立支援の推進
- (2) 施設整備の老朽化対応
- (3) 入所者の安全・安心な暮らしの推進
- (4) 施設運営の健全化

3. 実施手段

- (1) 現在の状況に合わせ、できる限り入所者の方々が必要としている通院や買い物、新規事業としてATMへの送迎といった支援を提供し、自立した生活ができるように支援いたします。
- (2) 居室・共用設備が老朽化しているため、必要に応じた修繕を行ってまいります。今年度につきましては、4階、5階浴室の浴槽修繕を予定しております。
- (3) 毎朝、施設長と職員とで打合せを行い、入居者の問題点等の情報共有を図り、入所者へのきめの細かい対応と相談しやすい環境を整え、安心・安全な暮らしを守ります。
- (4) 空室が出ないように、待機者の定期的な現況調査を行い、スムーズな入所に努めます。

4 老人デイサービス事業

1. 基本方針

利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、利用者、家族、地域から信頼され、選ばれる事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) 地域との連携を強化します。
- (2) 感染症や災害への対応力向上に努めます。
- (3) 利用者の自立に資する支援を充実させます。
- (4) 一日当たり利用者数常時30名以上を目指します。

3. 実施手段

(1)

- ・コロナ禍でも可能な地域事業を町内会や地域各種団体とともに実施します。
- ・町内会や地域各種団体が行う事業に積極的に協力します。

(2)

- ・感染症や災害が発生した場合においても、必要な介護サービスを継続的に提供するための業務継続計画を策定し、研修・訓練を実施します。

(3)

- ・ニーズに沿った機能訓練のさらなる充実を図ります。
- ・口から食べることを大切に、口腔衛生、栄養管理を強化します。
- ・利用者の動作や居宅環境を把握し、自立に向けたケアを行います。
- ・P D C Aサイクルを推進し、科学的介護に取り組みます。
- ・認知症対応力の向上に努めます。

(4)

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連絡を密にとり、利用者の状況を報告、相談していくことで信頼関係を強め、新規利用者の受入に繋がります。
- ・「いきいきだより」を活用し、地域に向けて広報を行います。
- ・ご利用満足度調査や家族連絡会を実施し、ニーズを把握、サービスの向上に努めます。

4. 行事計画

- ・ 7月 利用者満足度調査
- ・ 11月 家族連絡会
- ・ その他

1回/月広報紙発行・ホームページの更新、随時地域貢献事業・地域交流事業

5 老人短期入所事業

1. 基本方針

事業の永続を図る為効率的な管理運営を行うことを方針とします。

2. 重点目標

- (1) 介護保険制度改正に合わせ、新規加算取得体制を整え収入増を目標とします。
- (2) 定数20名に対し、1日平均18名の利用者を目指します。
- (3) 感染症や災害への対応力を強化するため、計画策定や研修・訓練を強化していきます。
- (4) 業務の効率化や業務負担の軽減を目指し、職場環境を見直します。
- (5) 科学的介護を推進し、質の高い介護サービスの提供に努めます。
- (6) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

(1)

- ・認知症ケア加算の取得を目指します。
- ・認知症対応力の向上を目指し、実務経験にあわせた研修受講体制を作ります。

- (2) 空き情報の提供や他事業所、かかりつけ医との連携を密に利用者の獲得に努めます。

(3)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の研修や状況に合わせた行動指針の見直しを行います。
- ・自然災害に対応した垂直避難や停電時の訓練を行います。
- ・災害時の必要備品物品の確認や備蓄品の点検を行います。

(4)

- ・テクノロジー機器の環境整備を計画し、利用者の安全や職員の負担軽減を目指します。
- ・介護ロボットの操作方法を簡単にし、使用頻度を上げ職員の負担を軽減します。

(5)

- ・厚生労働省へのデータ提供によりケアの質の向上の取り組みを行います。

- ・介護記録ソフトへの入力能力を高めデータ提出の時間を短縮します。
- (6) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行ないます。

6 障害福祉サービス事業（短期入所）

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々を取りまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 一月あたりの平均利用人数50人を目指します。
- (2) 各市町村担当部署、相談支援事業所との連携を継続します。
- (3) 利用者満足度の高い支援に努めます。
- (4) 感染症や災害への対応力向上に努めます。

3. 実施手段

(1)

- ・利用者や家族、行政、相談支援事業所と連絡を取りながら、計画的、定期的な利用ができるようにします。
- ・入所部門、通所部門と連携して、福祉型Ⅱ利用者への支援を充実させるとともに利用の増加に努めます。
- ・空床利用を積極的に行います。

(2) 相談支援事業所等から受けた情報を迅速に整理しスムーズな利用に繋げ、さらに情報共有を行っていきます。

(3)

- ・利用者、家族、事業所間の連絡を密にとることで円滑な支援を行います。
- ・利用者の多様なニーズを把握しながら生活支援実施書等を作成し、統一したサービスを提供します。

(4)

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画を策定し、研修・訓練を実施します。
- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みを強化します。
- ・地域と連携した災害対応を強化します。

7 相談支援事業（一般・特定・障害児）

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活、社会生活が営むことができるように、各種相談に応じるほか、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行っていきます。また障がい福祉相談において、地域住民や関係機関から信頼される事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) まるごと支援、地域包括ケアシステム及び地域生活支援拠点の促進と機能強化を図っていきます。
- (2) 未就学児、児童、成人、障がい種別等を問わず積極的に相談を受け付け、質の高い相談支援を提供するとともに各関係機関と連携を密にし、契約件数100件を維持します。
- (3) 相談支援専門員の資質向上に努め、事業所の相談支援体制を強化します。

3. 実施手段

- (1)
 - ・行政や各関係機関、地域の協力員等と顔の見える関係を構築し、密に連携をとることでスムーズな調整等が行える体制を整えます。
 - ・他相談支援事業所と相談・連携し、24時間の連絡体制の確保等の整備を進めます。
- (2)
 - ・新規利用者受入れのために、行政や委託相談支援事業所、医療機関等と連絡を密にとり受け入れ体制について発信します。
 - ・必要に応じてモニタリング月以外にも居宅等への訪問やサービス担当者会議の開催または会議への参加を積極的に行いきめ細やかな相談支援を実施します。
- (3) 各種研修会や自立支援協議会の各部会に参加します。特に地域生活支援拠点等に関する研修には積極的に参加します。

8 地域福祉センター

1. 基本方針

社会福祉事業・地域貢献事業として施設設備を活用した事業を行い、地域全体の福祉意識の高揚を目指し、24年間社会資源（成安温泉・温水プール）を地域に広く開放し、利用者の健康増進を図るとともに、地域に憩いの場を提供してまいりましたが、当初から懸念されていた経営不振が続き今年度一年間継続の可能性を検討した結果、以下の理由で廃止することとしました。

<理由>

- ・経営不振
- ・本業圧迫
- ・老朽化に伴う大規模改修に対応不可
- ・その他

2. 廃業に向けた今後の日程

3. 行政対応

4. 利用者対応

5. 地域対応

6. 業者対応

7. 既販売券の対応

9 居宅介護支援事業

1. 基本方針

指定居宅介護支援及び介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、単に要介護状態になることを予防するだけではな

く、要介護状態にあっても、その有する能力に応じた日常生活が送れるよう利用者の自立支援を行っていきます。(介護保険法第4条)

また、利用者に提供される指定居宅サービス等の公正中立を図り、行政・地域包括支援センター・医療機関や他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

サービスの提供にあたっては法令を遵守するとともに、個人情報保護・説明責任を果たします。

2. 重点目標

- (1) 必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制の構築に取り組みます。
- (2) 看取り期におけるケアマネジメントの充実を図ります。
- (3) ICT活用を積極的に検討、実施してまいります。
- (4) 月担当件数127件を目指します。

3. 実施手段(重点目標に対応)

- (1) 新型コロナウイルス感染症や自然災害発生時の業務継続計画を作成し、研修と訓練を実施します。
- (2) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った看取り期におけるケアマネジメントマニュアルを作成します。
- (3) 会議や多職種連携におけるテレビ電話等での会議開催を検討します。
AIモデル事業を通して、ICTの有効な活用を検討、実施します。
- (4) 地域包括支援センターや病院との連携をこれまで以上に密にし、受け入れ状況を発信します。

10 地域支援センター

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念、総合福祉施設「いきいきの郷」の運営方針に基づき、地域の福祉拠点となるよう取り組んでまいります。

町内会や民生児童委員、福祉協力員、また、地域包括支援センターとの連携を図り、地域ニーズを把握し、総合的な福祉サービスの提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 町内会や地域各種団体との連携を図ります。
- (2) セーフティーネットワークへの対応強化に努めます。

3. 実施手段

- (1)
 - ①町内会や地域各種団体が主催する栄養教室や介護予防教室に協力します。
 - ②あたらしきむら成安、(協)山形給食センターとの連携し、地産地消給食を実施してまいります。
 - ③職員向け地産地消食材販売により、地元野菜への知識を深めます。
- (2) 地域住民からの栄養、介護、健康相談に対応します。
- (3) 配食弁当サービスの休止について

地域貢献自主事業として取り組んできました高齢者世帯等への「配食弁当サービス」について(令和3年4月1日)から以下の理由で休止いたします。

<理由>

- ・本業不振の為